

大田市告示第74号

大田市地域乗合タクシー運行事業補助金交付要綱（令和2年大田市告示第34号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31

大田市長 楫野弘和

第3条中「得ている事業者」の次に「又は同法第79条による国土交通大臣の登録を受けた者」を加える。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。